

1 議 事 日 程 (第 1 日)

(令和 3 年第 3 回有田川町議会定例会)

令和 3 年 9 月 1 日

午前 9 時 3 0 分開会

於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 19 号 専決処分の承認を求めることについて
令和 3 年度有田川町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 5 報告第 20 号 令和 2 年度有田川町財政健全化判断比率等について
- 日程第 6 議案第 40 号 令和 3 年度有田川町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 7 議案第 41 号 令和 3 年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 8 議案第 42 号 令和 3 年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 9 議案第 43 号 令和 3 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 10 議案第 44 号 令和 3 年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 11 議案第 45 号 令和 3 年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 12 議案第 46 号 令和 3 年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 13 議案第 47 号 令和 2 年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 議案第 48 号 令和 2 年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議案第 49 号 令和 2 年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 議案第 50 号 令和 2 年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 議案第 51 号 令和 2 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 52 号 令和 2 年度有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 53 号 令和 2 年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 54 号 令和 2 年度有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 55 号 令和 2 年度有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

- について
- 日程第22 議案第56号 令和2年度有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第57号 令和2年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 議案第58号 令和2年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 議案第59号 令和2年度有田川町粟生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 議案第60号 令和2年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 議案第61号 令和2年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 議案第62号 令和2年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 議案第63号 令和2年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第30 議案第64号 有田川町過疎地域における持続的発展のための固定資産税の特別措置に関する条例の制定について
- 日程第31 議案第65号 有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第66号 有田川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第67号 有田川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第68号 有田川町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第69号 有田川町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- 日程第36 議案第70号 令和3年度きびドーム大規模改修工事（建築）の請負契約について
- 日程第37 議案第71号 令和3年度きびドーム大規模改修工事（電気設備）の請負契約について
- 日程第38 議案第72号 令和3年度きびドーム大規模改修工事（機械設備）の請負契約について
- 日程第39 議案第73号 財産の取得について
- 日程第40 議案第74号 財産の取得について
- 日程第41 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第42 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第43 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

2 出席議員は次のとおりである（14名）

1番	堀江真智子	2番	増谷憲
3番	椿原竜二	4番	中島詳裕
5番	星田仁志	6番	片畑進之
7番	谷畑進	8番	小林英世
9番	林宣男	10番	殿井堯
11番	佐々木裕哲	12番	岡省吾
13番	森谷信哉	15番	湊正剛

3 欠席議員は次のとおりである（2名）

14番	新家弘	16番	亀井次男
-----	-----	-----	------

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

4番	中島詳裕	11番	佐々木裕哲
----	------	-----	-------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（14名）

町長	中山正隆	副町長	坂頭徳彦
住民税務部長	青石万紀子	福祉保健部長	中岡万里子
総務政策部長	井上光生	消防長	中裕準
産業振興部長	森田栄一	建設環境部長	鈴木幸敏
総務課長	新田耕作	財務課長	中屋正也
企画調整課長	林光彦	教育長	片嶋博
教育部長	細野正人	監査委員	服部眞悟

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長	竹中幸生	書記	細野鶴子
------	------	----	------

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（森谷信哉）

おはようございます。

14番、新家弘君、16番、亀井次男君から欠席の届出がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第3回有田川町議会定例会を開会いたします。

~~~~~

開議 9時30分

○議長（森谷信哉）

本日の会議を開きます。

なお、議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（森谷信哉）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において4番、中島詳裕君、11番、佐々木裕哲君を指名いたします。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（森谷信哉）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

去る8月24日に開催された議会運営委員会の結果について、報告願います。

議会運営委員会委員長、殿井堯君。

○議会運営委員会委員長（殿井 堯）

おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果についての御報告を申し上げます。

去る8月24日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに日程、各常任委員会の開催日等について協議いたしました。

その結果、会期につきましては、本日から9月16日までの16日間とさせていただきます。一般質問は9日、10日としております。

議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおりといたしたく思います。日程第4から日程第43までの報告2件、議案35件、諮問3件について、一括上程を行い、それぞれ当局から提案理由の説明を求め、その後、全員協議会において御審査いただきたいと思います。

なお、全員協議会が終わり次第、報告第19号から報告第20号、議案第70号から議案第74号までの7件については、本日、審議をお願いいたします。

この会期、日程等に御賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位の御協力をお願い申し上げまして、御報告を終わらせていただきます。

○議長（森谷信哉）

お諮りいたします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月16日までの16日間にしたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月16日までの16日間に決定しました。

……………日程第3 諸般の報告……………

○議長（森谷信哉）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された案件は、報告2件、議案35件、諮問3件であります。

また、本日の説明員は町長ほか13名であります。

続いて、本定例会までに受理いたしました請願第3号「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書に関する請願書」及び依頼第1号「コロナ禍における厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」は、お手元に配付の文書表のとおり総務文教福祉常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、監査委員より、令和3年5月、6月、7月分の例月現金出納検査結果報告書及び令和3年度定期監査報告書をお手元に配付しておりますので、御報告いたします。

また、令和2年度一般会計及び特別会計の決算認定に係る説明資料をお手元に配付しておりますので、申し添えておきます。

以上で諸般の報告を終わります。

お諮りします。

日程第4から日程第43までの報告2件、議案35件、諮問3件を一括議題としたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第43までの報告2件、議案35件、諮問3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

本日、ここに令和3年第3回有田川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、大変お忙しい中、御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案について、御説明申し上げます。

報告第19号は、令和3年度有田川町一般会計補正予算第4号として、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、専決処分の承認を求めるものであります。今回の補正は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種について、早急に接種を追加で実施する必要が生じ、また豪雨により災害が発生し、緊急に災害復旧事業等を実施し、住民の生活の安全を確保する必要が生じたため、早急に予算措置を講じたものであります。補正総額は、歳入歳出それぞれ1億5,819万5,000円を追加し、補正後の予算総額は170億7,834万9,000円と相なりました。なお、補正

額の財源といたしましては、国庫・県支出金、繰越金、町債を充てることによりしております。

報告第20号は、令和2年度有田川町財政健全化判断比率等についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業の経営の健全化を表す資金不足比率を算出し、監査委員の意見を付した上で議会に報告するものであります。

議案第40号は、令和3年度有田川町一般会計補正予算第5号であります。今回の補正の主なものは、共通するものとして、4月の職員の人事異動による配置換えに伴い、各科目において職員給与費等の増減補正を行っております。

給与費以外の主なものといたしましては、2款総務費の財政管理費では、備品購入費として39万2,000円を、財産管理費では、公共施設等総合管理計画見直し業務委託料として379万5,000円を、行政局及び出張所費では、修繕料として100万円を、情報通信基盤施設費では、施設整備保守点検料として259万円を、過疎対策費では、修繕料として80万3,000円を、徴税費の税務総務費では、報酬として42万4,000円を、3款民生費の社会福祉総務費では、国民健康保険事業特別会計繰出金として93万6,000円を減額するとともに、障害者福祉費では、更生医療給付費として853万1,000円を、令和2年度の精算に係る国・県負担金の返納金として1,055万5,000円を、老人福祉費では、令和2年度の精算に係る国・県補助金等の返納金として94万8,000円を、後期高齢者医療特別会計の繰出金として215万8,000円を、また介護保険事業特別会計の繰出金として70万6,000円を、児童福祉総務費では、報償費で出産祝い金として1,800万円を、子どものための教育保育給付費などの令和2年度の精算に係る国・県負担金の返納金として1,575万円を、児童措置費では、児童発達支援事業給付費補助金として386万4,000円を、4款衛生費の保健衛生総務費では、予防接種費用助成金として343万7,000円を、予防費では、令和2年度の精算に係る国庫補助金返納金として234万6,000円を、じんかい処理費では、環境センター交付税算入分分担金として64万4,000円を、ごみ置場設置補助金として40万円を、上水道施設費では、簡易水道事業特別会計の繰出金として546万2,000円を、6款農林水産業費の農地費では、測量設計監理等委託料として210万円を、工事請負費で、維持修繕工事請負費として140万円を、管理道整備工事費として250万円を、排水事業費では、農業集落排水事業特別会計の繰出金として721万5,000円を、林業費の林業総務費では、備品購入費として40万3,000円を、7款商工費の観光費では、修繕料として46万8,000円を、8款土木費の下水道費では、公共下水道事業特別会計繰出金として216万7,000円を、9款消防費の消防施設費では、消火栓設置工事及び修繕費負担金として52万9,000円を、10款教育費の外国青年招致事業費では、外国語指導助手派遣委託料として501万6,000

0円を計上し、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ7,104万4,000円を追加し、補正後の予算総額は171億4,939万3,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、国庫及び県支出金、繰入金、繰越金、諸収入、町債を充てることにいたしております。また、地方債の補正につきましても、御審議を願うものであります。

議案第41号は、令和3年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正の主なものは、職員の人事異動による配置換えに伴う職員給与費等として93万6,000円を減額するとともに、令和2年度精算に伴う保険給付費等交付金の返還金として1,781万2,000円を計上した結果、補正総額は1,687万6,000円を追加し、補正後の予算総額は35億3,379万円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、繰越金、諸収入を充てるとともに、繰入金を減額することにいたしております。

議案第42号は、令和3年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、人事異動による配置換えに伴い、職員給与費等として157万5,000円を、電算委託料として58万3,000円を補正した結果、補正総額は215万8,000円を追加し、補正後の予算総額は7億6,242万3,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、一般会計からの繰入金を充てることにいたしております。

議案第43号は、令和3年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正の主なものは、職員の人事異動による配置換えに伴う職員給与費等として70万6,000円を、諸支出金では、国庫交付金等の令和2年度精算に伴う返納金として5,371万円を補正した結果、補正総額は5,449万7,000円を追加し、補正後の予算総額は33億565万円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、基金繰入金を減額するとともに、一般会計からの繰入金、繰越金を充てることにいたしております。

議案第44号は、令和3年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、人事異動による配置換えに伴い、職員給与費等として52万6,000円を減額するとともに、公課費の簡易水道事業消費税として666万3,000円を、施設費の水道施設管理費では、修繕料として52万9,000円を補正した結果、補正総額は669万3,000円を追加し、補正後の予算総額は4億8,587万3,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、負担金、一般会計繰入金、繰越金を充てることにいたしております。

議案第45号は、令和3年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、人事異動による配置換えに伴い、職員手当等として1万5,000円を減額するとともに、委託料でシステム改造業務委託料として216万7,000円を補正した結果、補正総額は215万2,000円を追加し、補正後の予算

総額は12億7,199万8,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、一般会計からの繰入金を充てることにいたしております。

議案第46号は、令和3年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、職員の人事異動による配置換えに伴う職員給与費等を補正した結果、補正総額は721万5,000円を追加し、補正後の予算総額は3億1,422万7,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、一般会計からの繰入金を充てることにいたしております。

続いて、議案第47号から議案第63号までの17議案につきましては、令和2年度有田川町一般会計及び特別会計、並びに水道事業会計の決算認定をお願いするものであります。その概要につきましては、会計管理者及び建設環境部長より説明させることにいたしております。

議案第64号は、有田川町過疎地域における持続的発展のための固定資産税の特別措置に関する条例の制定についてであります。本条例は、令和3年3月31日に失効した過疎地域自立促進特別措置法に代わり、新たに制定された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により、有田川町が策定する過疎地域持続的発展市町村計画で定める産業振興促進区域内の固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第65号は、有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正の内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号通知カードの再交付の終了及び個人番号カードの交付に係る手数料について、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとして規定されたことにより、町で行っていたマイナンバーカード発行手数料の徴収が同機構から町に委託されることになるため、これに係る手数料徴収条例規定を削除するものであります。

議案第66号は、有田川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正の内容は、令和3年9月1日に施行されるデジタル庁設置法附則第41条及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第55条の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、同法を引用する有田川町個人情報保護条例中の総務大臣を内閣総理大臣に、第19条第7号を第19条第8号に改めるものであります。

議案第67号は、有田川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正の内容は、令和3年9月1日に施行される行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、同法を引用する有田川町個人情報保護条例第1条及び第5条中の第19条第10号を第19条第11号に改めるものであります。

議案第68号は、有田川町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであり

ます。改正の内容は、公共下水道へ加入・接続している方で、上水道を使用して農業用や事業用等で下水道へ流さない場合は控除用として、逆に下水道へのみ流す分については認定用として、下水道分の上水道を計量するための下水道用量水器を町から無料で貸し出しています。農業集落排水事業と公共下水道事業を統合することにより、料金体系が毎月定額制から従量制に変更されることにより、さらに下水道用量水器の需要が見込まれるため、今後のランニングコスト等を踏まえ、上水道と同様にメーター使用料を徴収するものであります。

議案第69号は、有田川町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてであります。過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されることに伴い、過疎地域の持続的発展の基本的方針に関する事項や、地域の持続的発展に関する目標等を定めるため、本法第8条1項の規定に基づき、有田川町過疎地域持続的発展市町村計画を策定するものであります。

議案第70号は、令和3年度きびドーム大規模改修工事（建築）の請負契約についてであります。令和3年度きびドーム大規模改修工事（建築）を施工するため、令和3年8月12日、指名競争入札に付したところ、有田川町大字庄843番地4、小堀建設、小堀平和氏が落札いたしましたので、1億3,475万円で工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第71号は、令和3年度きびドーム大規模改修工事（電気設備）の請負契約についてであります。令和3年度きびドーム大規模改修工事（電気設備）を施工するため、令和3年8月12日、指名競争入札に付したところ、和歌山市広瀬通丁2丁目30番地、株式会社富士商會、代表取締役 藤田雅也氏が落札いたしましたので、1億842万7,000円で工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第72号は、令和3年度きびドーム大規模改修工事（機械設備）の請負契約についてであります。令和3年度きびドーム大規模改修工事（機械設備）を施工するため、令和3年8月12日、指名競争入札に付したところ、和歌山市小野町2丁目17番地、バンドー設備工業株式会社、代表取締役 坂東利明氏が落札いたしましたので、7,481万1,000円で工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第73号及び議案第74号は、財産の取得についてであります。

議案第73号は、小型動力ポンプ付積載車2台の購入について、令和3年8月12日、指名競争入札に付したところ、有田市宮原町新町399番地3、有限会社ボウキョウ、代表取締役 谷口哲也氏が落札いたしましたので、822万3,600円で物品購入契約を締結するに当たり、有田川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

す。

議案第74号は、消防隊員用個人防火装備の購入について、令和3年8月12日、指名競争入札に付したところ、有田市宮原町新町399番地3、有限会社ボウキョウ、代表取締役 谷口哲也氏が落札いたしました。893万9,700円で物品購入契約を締結するに当たり、有田川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

諮問第1号から諮問第3号については、それぞれ人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるものであります。3年の任期が本来12月31日までとなっており、法務大臣の委嘱決定までの手続に3か月程度を要することから、本議会において議会の意見を求めるものであります。

諮問第1号は、有田川町大字尾中86番地、栗山昌之氏の後任の委員として、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある、有田川町大字角84番地4、上田敦子氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

諮問第2号は、有田川町大字吉原704番地、高垣かすみ氏を、引き続き人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

諮問第3号は、有田川町大字明王寺298番地、高居涼子氏の後任の委員として、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある、有田川町大字天満542番地1、和田啓次郎氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

以上で提出議案に対する私の説明は終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森谷信哉）

以上で、町長の提案理由説明が終わりました。

続きまして、補足説明をお願いいたします。

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

おはようございます。

それでは私からは、議案第47号から議案第62号までの令和2年度一般会計及び特別会計の決算につきまして、補足説明をさせていただきます。

なお、決算の状況につきましては、決算書及び主要施策の成果報告書に詳細に記載されておりますので、概要のみの説明とさせていただきます。

また、決算書につきましては、本年度より予算書に基づき特別会計の順序が変更されておりますので、御了承よろしくお願いいたします。

お手元に配付させていただいております、令和2年度有田川町一般会計特別会計決算説明資料に基づきまして御説明を申し上げます。こちらの資料でございます。

なお、この資料の金額は千円単位で、比率や割合につきましては小数点以下第1位となっております。原則として表示数値未満四捨五入ですが、一部調整しておりますので、以上、併せてよろしくお願ひいたします。

それでは、1ページの決算総括表を御覧ください。

一般会計と15の特別会計の歳入歳出決算状況でございます。一般会計と特別会計の予算現額合計325億5,917万7,000円に対しまして、歳入決算額合計は313億6,528万1,000円で、予算現額に対する収入率は96.3%となっております。

次に歳出ですが、歳出決算額合計は306億5,766万8,000円で、予算現額に対する執行率は94.2%となっております。歳入歳出差引額の合計は7億761万3,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源の合計2億6,215万1,000円を差し引きました実質収支額は4億4,546万2,000円となっております。

次に、2ページをお願いいたします。

議案第47号、有田川町一般会計歳入歳出決算から御説明申し上げます。

まず、2ページの一般会計歳入歳出決算状況を御覧ください。

歳入合計は209億7,518万6,000円で、前年度と比較して47億3,077万1,000円、率にして29.1%の増となっております。増減の主なものは、増額では、15款国庫支出金の33億7,999万4,000円で、主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策に係る特別定額給付金と地方創生臨時交付金の収入によります。次に、22款町債の10億8,640万円で、主な要因は、緊急防災・減災事業債で防災行政無線デジタル化改修事業分と合併特例債で吉備庁舎大規模改修事業分の増額によります。

一方、減額では、16款県支出金の1億9,525万4,000円で、主な要因は、地籍調査負担金と農地災害復旧事業補助金の減額によります。次に、20款繰越金の1億2,471万8,000円で、主な要因は、繰越明許費に係る繰越財源充当金の減額によります。

また、歳入に占める割合で最も高いのが、11款地方交付税の31.4%、次に15款国庫支出金の21.6%、次に1款町税の14.9%の順となっております。歳入総額のうち、自主財源は55億5,854万円で、前年度と比べて2億5,523万9,000円、率にして4.8%の増となっております。18款寄附金のふるさと応援寄附金、19款繰入金の基金繰入金の増額が主な要因でございます。また、自主財源の構成比としては26.5%で、前年度と比較してマイナス6.1ポイントとなっております。

次に3ページ、一般会計歳出決算状況を御覧ください。

歳出合計は203億5,346万7,000円で、前年度と比較して45億6,704万円、率にして28.9%の増となっております。増減の主なものは、増額では

2款総務費の31億4,884万9,000円で、主な要因は、吉備庁舎大規模改修工事費、特別定額給付金事業費などによります。次いで、9款消防費の5億6,752万1,000円で、主な要因は、防災行政無線デジタル化整備工事費の増額によります。次に、7款商工費の4億5,635万円で、主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策に係る応援クーポン券給付金、緊急持続化給付金の増額によります。

一方、減額では、12款公債費の5億5,760万8,000円で、主な要因は、繰上償還金の減額などによります。次に、11款災害復旧費の2億1,540万1,000円で、主な要因は、台風などによる被害が少なく、事業費の減額によります。次に、6款農林水産業費の2億1,433万5,000円で、地籍調査事業費の減額などによります。

また、収支の状況につきましては、歳入歳出差引額6億2,171万9,000円、翌年度へ繰り越すべき財源2億5,988万1,000円を差し引きいたしました実質収支額は3億6,183万8,000円となっており、前年度と比較して293万7,000円、率にして0.8%の減となっております。

次に、4ページを御覧ください。

議案第48号、有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、1款国民健康保険税8億5,917万3,000円、4款県支出金22億7,939万5,000円、6款繰入金2億6,881万8,000円で、歳入合計34億4,347万8,000円となっております。歳出の主なものは、2款保険給付費22億3,926万2,000円、3款国民健康保険事業費納付金10億7,143万円で、歳出合計34億3,904万5,000円となっております。歳入歳出差引額と実質収支額は、共に同額の443万3,000円となっております。

次に、5ページを御覧ください。

議案第49号、有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、1款保険料2億7,628万4,000円、3款繰入金4億9,604万円で、歳入合計7億9,896万4,000円となっております。歳出の主なものは、2款後期高齢者医療納付金7億5,278万9,000円で、歳出合計7億8,855万2,000円となっております。歳入歳出差引額と実質収支額は、共に同額の1,041万2,000円となっております。

次に、6ページを御覧ください。

議案第50号、有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、1款保険料5億4,466万5,000円、3款国庫支出金8億1,725万9,000円、4款支払基金交付金7億6,535万8,000円で、歳入合計31億8,627万3,000円となっております。歳出の主なものは、2款保険給付費27億2,917万2,000円で、歳出合計31億2,300万1,000円となっております。歳入歳出差引額と実質収支額は、共に同額の6,327万2,

000円となっております。

次に、7ページを御覧ください。

議案第51号、有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、4款繰越金1,874万5,000円で、歳入合計2,465万6,000円となっております。歳出の主なものは、1款総務費2,228万5,000円で、歳出合計2,244万4,000円となっております。歳入歳出差引額と実質収支額は、共に同額の221万2,000円となっております。

次に、8ページを御覧ください。

議案第52号、有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、2款使用料及び手数料1億6,477万5,000円、3款繰入金3億707万9,000円、6款町債5,680万円で、歳入合計5億3,592万2,000円となっております。歳出の主なものは、2款施設費1億9,995万3,000円、3款公債費2億8,548万8,000円で、歳出合計5億3,294万9,000円となっております。歳入歳出差引額297万3,000円、翌年度へ繰り越すべき財源227万円を差し引きました実質収支額は70万3,000円となっております。

次に、9ページを御覧ください。

議案第53号、有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、3款国庫支出金3億7,000万円、6款繰入金6億1,497万1,000円、9款町債7億9,020万円で、歳入合計20億3,394万3,000円となっております。歳出の主なものは、2款施設費13億937万4,000円、3款公債費6億1,183万8,000円で、歳出合計20億3,394万3,000円となっており、歳入歳出差引額と実質収支額は、共にゼロ円となっております。

次に、10ページを御覧ください。

議案第54号、有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、3款繰入金2億3,999万5,000円で、歳入合計2億9,855万3,000円となっております。歳出の主なものは、2款施設費1億2,254万1,000円、3款公債費1億5,138万1,000円で、歳出合計は2億9,855万3,000円となっており、歳入歳出差引額、実質収支額は、共にゼロ円となっております。

次に、11ページを御覧ください。

議案第55号、有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入・歳出合計額は共に182万2,000円で、歳入歳出差引額と実質収支額は、共にゼロ円となっております。

次に、12ページを御覧ください。

議案第56号、有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入・歳

出合計額は共に654万円で、歳入歳出差引額と実質収支額は、共にゼロ円となっております。

次に、13ページを御覧ください。

議案第57号、有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、1款使用料及び手数料3,653万1,000円、3款繰入金1,381万9,000円で、歳入合計5,663万1,000円となっております。歳出は、総務費の5,663万1,000円となっており、歳入歳出差引額と実質収支額は、共にゼロ円となっております。

次に、14ページを御覧ください。

議案第58号、有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算でございます。歳入・歳出合計額、歳入歳出差引額と実質収支額は、全てゼロ円となっております。

次に、議案第59号、有田川町粟生財産区管理会特別会計歳入歳出決算でございます。歳入合計39万4,000円に対し歳出はゼロ円で、歳入歳出差引額と実質収支額は、共に同額の39万4,000円となっております。

次に、議案第60号、有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算でございます。歳入合計194万4,000円に対し歳出はゼロ円で、歳入歳出差引額と実質収支額は、共に同額の194万4,000円となっております。

次に、15ページを御覧ください。

議案第61号、有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算でございます。歳入合計89万2,000円に対し歳出合計72万1,000円で、歳入歳出差引額と実質収支額は、共に同額の17万1,000円となっております。

次に、議案第62号、有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算でございます。歳入合計8万3,000円に対し歳出はゼロ円で、歳入歳出差引額と実質収支額は、共に同額の8万3,000円となっております。

以下、16ページは町税などの収納状況、17ページは一般会計繰出金の状況、18・19ページは基金繰入金の状況、20・21ページは町債の借入状況、22・23ページは2ページの一般会計歳入の款・項別明細で、24・25ページは3ページの一般会計歳出の款・項別明細でございます。

また、決算書の531ページからは財産に関する調書となっており、公有財産・物品・基金に係る決算年度中の増減及び決算年度末現在高を記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、一般会計及び特別会計に係る決算の補足説明を終わらせていただきます。御審議の上、御認定賜りますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（森谷信哉）

ほかに補足説明はありませんか。

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

改めまして、おはようございます。

それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

私からは、議案第63号、令和2年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について説明させていただきます。

決算書の1ページを御覧ください。

まず、収益的収入及び支出につきましては、収入の部では、第1款水道事業収益は5億2,071万2,304円です。内訳としましては、第1項の営業収益3億9,182万1,602円、第2項の営業外収益1億2,889万702円でございます。支出の部では、第1款水道事業費用といたしまして3億8,782万6,552円です。内訳といたしましては、第1項の営業費用として3億5,298万4,077円、第2項の営業外費用として3,484万2,475円でございます。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入の部では、第1款資本的収入といたしまして2億4,355万9,570円です。内訳といたしましては、第1項の工事負担金と同額でございます。支出の部では、第1款資本的支出といたしまして3億1,524万9,259円となっております。内訳といたしましては、第1項の建設改良費2億7,869万1,550円、第2項企業債償還金3,655万7,709円となり、資本的収入額が資本的支出額に対し7,168万9,689円不足いたしますが、これにつきましては過年度分損益勘定留保資金73万9,892円、当年度分損益勘定留保資金6,771万982円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額323万8,815円により補填をさせていただいております。

続きまして、3ページから10ページにつきましては、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表であります。この中で、4ページの剰余金計算書の右側の利益剰余金の中ほどにあります繰越利益剰余金2,778万8,117円と当年度変動額1億2,934万3,077円を合計いたしました1億5,713万1,194円が当年度未処分利益剰余金となります。

また、5ページの剰余金処分計算書（案）については、議決をいただく事項でございますが、当年度未処分利益剰余金1億5,713万1,194円の中より1億円を建設改良積立金とし、残額5,713万1,194円は令和3年度への繰越利益剰余金とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、11ページから28ページまでは決算附属書類並びに参考資料でございます。御確認のほどよろしくお願いいたします。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御認定賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森谷信哉）

ほかに補足説明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

次に、監査委員より日程第13、議案第47号から日程第29、議案第63号までの令和2年度各会計の監査報告をお願いいたします。

代表監査委員、服部眞悟君。

○監査委員（服部眞悟）

ただいま、令和2年度決算について審査意見を求められましたので、御報告申し上げます。

決算審査は、佐々木監査委員とともに、去る7月21日に地方公営企業法の規定に基づき水道事業会計の決算について、また7月29日から8月3日まで地方自治法の規定に基づき一般会計、特別会計の決算及び基金の運用状況を審査いたしました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に適合して作成されており、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、審査した限りにおいて、決算に対する計数は正確であると認められ、繰越明許費を除き所期の成果を得られたものと認められました。

なお、本審査中に改善を求めた軽微な事項については、速やかに改善の措置を講じるよう要望いたします。

それでは、議案第47号、令和2年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定についての決算書の後ろに添付されております審査意見書に沿って説明をさせていただきます。なお、数値につきましては、万円単位で説明をさせていただきます。

まず、有田川町全体の総括について申し上げます。

審査意見書の3ページを御覧ください。

一般会計と特別会計を合わせた総計決算では、表1のとおり、歳入歳出差引額で7億761万円の黒字となっており、繰越明許費の財源として2億6,215万円が必要であるため、実質収支額は、表3のとおり4億4,546万円の黒字となっております。

次に、一般会計の財政構造について申し上げます。

4ページを御覧ください。

歳入を財源別に見ますと、表4のとおり構成割合は、自主財源が26.5%、依存財源が73.5%であり、自主財源構成比は前年度から6.1ポイント低下しております。

次に、6ページを御覧ください。

表6性質別歳出状況では、義務的経費につきましては、公債費において、前年度に地方債の繰上償還を実施していたこと等により4億3,451万円減少しております。投資的経費につきましては、令和2年度の吉備庁舎大規模改修事業、防災行政無線デ

デジタル化改修事業等の実施により前年度より1億8,869万円増加し、その他の経費につきましては、補助費等において新型コロナウイルス感染症拡大により実施した特別定額給付金事業、応援クーポン券給付金事業、緊急持続化給付金事業等により3億1,286万円増加しております。

次に、7ページを御覧ください。

表7のとおり、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は90.0%と前年度比3.1ポイント低下しております。この指標は低いほど財政構造の弾力性があると言えます。

また、公債費による財政負担の程度を示す指標である実質公債費比率は、前年度に比べ0.4ポイント低下し13.0%となっており、令和元年度の和歌山県内の町村平均である10.0%に比べると3.0ポイント高くなっております。

次に、一般会計の決算について申し上げます。

8ページ以降に詳細を記載しております。

令和2年度の歳出決算規模は203億5,347万円となり、前年度と比較すると45億6,704万円の増となっております。この要因としましては、新型コロナウイルス感染症に伴う関連事業として37億1,080万円の事業を実施したことなどによるものであります。決算の歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は、表9のとおり6億2,172万円の黒字となっております。このうち翌年度へ繰り越すべき財源が2億5,988万円ありますので、これを除いた実質収支額は3億6,184万円の黒字となっております。

次に、町債の状況については、表10のとおり令和2年度末現在高が175億1,685万円であり、前年度末からは269万円の減少となっております。今後も適切でかつ計画的な地方債の活用と現在高の削減に努め、健全な財政運営が図られるよう期待いたします。

次に、基金の状況につきましては9ページを御覧ください。

令和2年度末現在高は、表11のとおり122億5,137万円で、前年度末から6,815万円増加しております。基金の運用につきましては、安全性、流動性を確保した上で、効率的な管理を第一に考え、適正な運用に努めていただきたいと思います。

以上のことから勘案しますのに、指標は改善しているものの、依然として財政構造は硬直化している状況であります。今後も将来への負担の適正化を考慮し、健全な財政運営が図られることを期待いたします。

なお、歳入歳出の予算科目ごとの審査内容につきましては、10ページから22ページを後ほど御覧いただきたいと思います。

次に、特別会計の決算について申し上げます。

各特別会計別の状況につきましては、23ページから37ページに記載しております。

すが、主な特別会計について概要を御報告申し上げます。

23ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、表43のとおり実質収支は443万円の黒字となっております。

24ページを御覧ください。

国保税の徴収状況については、表45のとおり収入未済額が前年度より減少し、積極的な徴収への取組の成果であると思われませんが、引き続き徴収率の向上と収入未済額の累積防止に、より一層の努力を望みます。

次に、26ページを御覧ください。

介護保険事業特別会計につきましては、表50のとおり実質収支は6,327万円の黒字となっております。介護保険料の徴収状況については、表51のとおり収入未済額が前年度に比べ僅かに増額となった一方で、不納欠損額は減少しており、徴収への取組の成果であると思われま。今後も被保険者の実態を把握の上、適切な対策を講じられるよう要望いたします。

以上、国民健康保険事業、介護保険事業にあつては、町民の健康管理意識を高めるとともに、疾病予防や重症化予防につながる健康増進を図り、また介護予防として地域支援事業等と一体的な予防・健康づくりの推進を望むものであります。

続きまして、30ページを御覧ください。

公共下水道事業特別会計につきましては、当該区域内における接続率は約63%となっております。

次に、31ページを御覧ください。

事業の財源となる地方債の現在高につきましては、表63のとおり令和2年度末現在高が94億2,579万円と、前年度から2億7,544万円増加しております。今後も早期接続を推進するとともに、負担金や使用料については、滞納額を発生させないよう、より一層の努力を望みます。

その他の特別会計につきましては、審査意見書に記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

最後に、一般会計及び全ての特別会計における実質収支に関する調書、財産に関する調書につきましては、審査意見書38ページから39ページに記載のとおりであります。

次に、基金の運用審査については、40ページに記載のとおり計数は正確であると認められます。

なお、当該基金については、近年における貸付運用が行われていないため、必要性を検討され、資金の有効な運用を図られたいと思ひます。

以上をもちまして、一般会計及び特別会計の報告、並びに基金の運用審査の報告を終わらせていただきます。

引き続き、水道事業会計について申し上げます。

お手元の議案第63号、令和2年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての決算書の後ろに添付されております審査意見書に沿って御説明いたします。

審査意見書1ページを御覧ください。

第1の7審査の結果のとおり、審査に付されました水道事業の決算諸表は、地方公営企業法、その他関係法令に準拠して作成され、事業の経営成績及び財政状態は適正に表示されており、その数値についても適正であると認められます。

経営成績につきましては、収益的収支のうち水道事業収益は4億8,332万円、水道事業費用は3億5,398万円、差引純利益は1億2,934万円となり、前年度に比べ2,089万円の増益となっております。一方、資本的収支については、資本的収入2億4,356万円、資本的支出3億1,525万円となっており、この不足額につきましては、損益勘定留保資金などにより補填されております。

次に、3ページを御覧ください。

給水状況でございますが、表2のとおり前年度に比べ年間配水量及び年間有収水量はそれぞれ増加しております。一方で、有収率は80.1%と前年度に比べ0.3ポイント低下しております。

次に、5ページを御覧ください。

未収金の状況でございますが、表6のとおり未収金の主なものは営業外未収金の公共下水道事業特別会計からの工事負担金2億4,103万円であります。非常に多額ではございますが、令和3年5月末までに収入済みとなっております。

また、水道料金の収納率は98.4%となり、前年度より0.4ポイント低下しております。利用者負担の原則から、引き続き未収金解消に努めていただきますようお願いいたします。

その他、詳細につきましては、決算審査意見書及び別表として財務状況等を示しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上、水道事業会計の報告を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案書の前のほうに戻っていただきまして、報告第20号、令和2年度有田川町財政健全化判断比率等についての審査結果について御報告を申し上げます。

各比率並びにこれらの算出過程は、いずれも関係法令に適合して作成されており、適正であると認められます。報告書の後ろに添付されております審査意見書に各比率の詳細を記載しておりますので、その概要を申し上げます。

まず、審査意見書の2ページを御覧ください。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、全ての会計において黒字であり、赤字比率は発生していません。

次に、3ページを御覧ください。

実質公債費比率につきましては13.0%となり、前年度13.4%と比較して0.4ポイント低下しております。これは元利償還金の額が減少したこと等によるものです。

次に将来負担比率につきましては、前年度は発生しておりませんが、令和2年度は一部事務組合が建設事業を実施する財源として新規に起債を発行したことにより、その将来負担額が増加するため3.2%と比率が発生しております。

最後に、3ページから4ページにかけての公営企業会計の資金不足比率につきましては、各会計とも資金不足は発生しておりませんが、一般会計からの繰入金に依存していることから、今後はこれらの抑制に努め、受益者負担や独立採算を原則とした思考で努力されることを期待いたします。

以上、各比率は現状では健全な数値ではあるものの、今後も一般会計及び特別会計、並びに一部事務組合の事業計画を踏まえつつ、これらの各指標の動向を注視し、健全な財政運営をされることを要望いたします。

以上、各会計の決算審査及び財政健全化判断比率等審査の結果報告を行いました。令和2年度の歳出決算額は約203億5,000万円と、近年、類を見ない決算規模となっております。これは、通常の行政運営に加えて新型コロナウイルス感染症拡大の防止や緊急事態宣言等による経済活動等の行動抑止によって、影響を受ける地域経済や住民生活の維持等に対して国の補正予算を有効に活用するなどして、一般会計における新型コロナウイルス感染症対策関連事業は総額約37億1,000万円と歳出決算額の約18%を占める規模となっております。コロナ禍における諸課題を把握し、苦慮されながらも各事業を推進されたものと思われまます。また、そのような中におきましても、住民サービスの向上に資する新たな取組も見受けられました。

今後におかれましても、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げられるよう、一層の財政健全化を志向し、町民の信頼に応える行政運営をお願い申し上げまして、決算審査報告とさせていただきます。

○議長（森谷信哉）

以上で監査委員の報告が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩中に、4階第2・第3会議室において、11時より全員協議会を開催いたします。どうかよろしく願いいたします。

~~~~~

休憩 10時44分

再開 14時50分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

○議長（森谷信哉）

日程第4、報告第19号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度有田川町一般会計補正予算第4号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

3番、椿原です。報告第19号、令和3年度有田川町一般会計補正予算について質問させていただきます。

議案の内容が、新型コロナウイルスのワクチン接種でネット予約システムを導入する、これを専決でできる限り早くネット予約できるようにしていきたいんだって、本当にありがたい内容だと思います。

1点お聞きしたいんですけども、このネット予約システムというのがいつからできるようになったのか、またこれに対する周知というのはどのように行っているのかお伺いいたします。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、中岡万里子君。

○福祉保健部長（中岡万里子）

椿原議員の質疑にお答えいたします。

ネット予約につきましては、7月19日から予約できるようになっております。その周知の方法といたしましては、ホームページまたはQRコード等々によりネット予約ができますという通知を同封しております。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

私も同じくコロナワクチンの接種の関係なんですけども、今回の補正では1万2,000人掛ける2回分の予算額と聞いておりますが、これも含めて実施されていくと、あと残りの見通しというのは、あと残り接種してほしい方の人数、あともうそんなに残っていないのかどうか、その点、見通しはどんなに把握しているのかお答えできたらお願いしたいんですけど。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、中岡万里子君。

○福祉保健部長（中岡万里子）

増谷議員の質疑にお答えいたします。

今回、専決におきまして、接種委託料といたしましては1万2,000人掛ける2回分を計上させていただいております。また、その上にあります医師等報酬におきましては、集団接種等で接種してくれる方も計上させていただいておりますので、7月の専決といたしましては1万3,386人分となっております。

接種の見通しといたしましては、ワクチンの供給は不透明ではありますが、今のところ接種を希望される方については、していただけると認識をしております。以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第5 報告第20号……………

○議長（森谷信哉）

日程第5、報告第20号、令和2年度有田川町財政健全化判断比率等についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第13、議案第47号から日程第29、議案第63号までを先に審議したいと思います。御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第13、議案第47号から日程第29、議案第63号までを先に審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第13、議案第47号から日程第29、議案第63号までの17件を一括議題としたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

……………日程第13 議案第47号から日程第29 議案第63号……………

○議長（森谷信哉）

日程第13、議案第47号から日程第29、議案第63号までの17件を一括議題といたします。

一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第47号から議案第63号までの17件については、14名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し付託したいと思います。御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号から議案第63号までの17件については、14名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置することに決定いたしました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において、堀江眞智子君、増谷憲君、椿原竜二君、中島詳裕君、星田仁志君、片畑進之君、谷畑進君、小林英世君、林宣男君、殿井堯君、岡省吾君、新家弘君、湊正剛君、亀井次男君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した14人を決算審査特別委員会の委員に選任すること

に決定いたしました。

暫時休憩いたします。このままお待ちください。

~~~~~

休憩 14時56分

再開 14時57分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会より、正副委員長互選の結果報告がありました。委員長に星田仁志君、副委員長に椿原竜二君が選任されましたので御報告いたします。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第36、議案第70号から日程第40、議案第74号までを先に審議したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第36、議案第70号から日程第40、議案第74号までを先に審議することに決定いたしました。

……………日程第36 議案第70号……………

○議長（森谷信哉）

日程第36、議案第70号、令和3年度きびドーム大規模改修工事（建築）の請負契約についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第37 議案第71号……………

○議長（森谷信哉）

日程第37、議案第71号、令和3年度きびドーム大規模改修工事（電気設備）の請負契約についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第38 議案第72号……………

○議長（森谷信哉）

日程第38、議案第72号、令和3年度きびドーム大規模改修工事（機械設備）の請負契約についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第39 議案第73号……………

○議長（森谷信哉）

日程第39、議案第73号、財産の取得についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第40 議案第74号……………

○議長（森谷信哉）

日程第40、議案第74号、財産の取得についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第74号について質疑をさせていただきます。

今回、これは消防隊員の防火装備に係るガイドラインに基づいて導入するものだと考えますけれども、これは当初2011年に策定されて、その後、2017年に改正をされておりますけれども、2017年から見ても、今回の予算措置の年度からいっても5年ぐらいたつと思うんですけれども、このガイドラインが出た当時にこういう装備の検討をされなかったのかどうか、またする必要がなかったのかと私は思うんですが、その点はいかがですか。

○議長（森谷信哉）

消防長、中碓準君。

○消防長（中碓 準）

増谷議員の質疑にお答えさせていただきます。

今回の更新につきましては、あくまで老朽化に伴う更新でございます。増谷議員の

おっしゃったとおり、ガイドラインが示されてから時間がたつてではないかということでございますけども、ガイドラインが示されたときにその内容等も確認した中で、耐熱性であるとかそういう安全性の重要な部分については、今現在のものもクリアできているということで、あと、その当時の服の傷み具合であるとか、財政的なこととか、そういうものを考慮して今回の更新という形にさせていただきました。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

おっしゃったことはよく分かるんですけども、消防隊の命もきちっと守っていかなあかんで、こういうガイドラインが出たらすぐ対応する姿勢でこれからはあってほしいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

12番、岡省吾君。

○12番（岡 省吾）

先ほど全員協議会でお聞きしたらよかったですけども、ちょっと忘れまして、参考までに防火服の上下、それから防火帽、しころと言うんですか、単価はどれぐらいなのか教えていただけますか。

○議長（森谷信哉）

消防長、中碓準君。

○消防長（中碓 準）

消費税抜きで防火衣の上下合わせて13万5,000円、防火帽につきましては2万7,500円、しころについては8,500円が今回の購入価格になっております。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りします。

日程第6、議案第40号から日程第12、議案第46号まで、日程第30、議案第64号から日程第35、議案第65号まで、日程第41、諮問第1号から日程第43、諮問第3号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

また、次回の本会議は9月9日、木曜日、午前9時30分に開議いたします。

また、この後、委員会室において広報広聴常任委員会を開催いたしますので、委員の方はよろしくお願いたします。

~~~~~

延会 15時05分